

論説

会社法下の株主総会における説明義務

東京大学客員助教授・弁護士
松井 秀樹

1 はじめに

本稿は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）下の株主総会における取締役の説明義務の範囲を、実務的観点から考察することを目的とする¹⁾。本稿執筆の問題関心は、情報開示の充実という会社法の理念、昨今の株主総会における株主の状況、会社法及び法務省令の具体的規定等に照らしてみた場合に、旧商法下での株主総会における説明義務の範囲に関する議論が、会社法下でもそのまま通用するのか、それとも再考を要するのか、という点にある。

紙幅の関係もあるので、本稿においては、決議事項についての取締役の説明義務に焦点をあてることとし、これに必要な範囲において、報告事項についての説明義務についても言及する。また、公開会社を念頭において、監査役会設置会社の説明義務に焦点をあてることとし、これに必要な範囲で、委員会設置会社の説明義務

務についても言及する²⁾。

2 旧商法下での説明義務の趣旨・内容

検討を進める前提として、旧商法下での通説的見解を整理しておくが、概ね以下のように要約できるであろう。

「旧商法 237 条ノ 3 は、取締役・監査役の説明義務を定めているが、これは、株主に正当な質問をなす機会を保障し、株主の総会参与権の実質化をはかるための規定にすぎず、株主に特別の情報開示請求権を付与したものではない³⁾。このような立法趣旨からすれば、決議事項についての説明義務は、合理的な平均的株主が議案の賛否について合理的判断を行うために客観的に必要な範囲に限定される⁴⁾。」

ところで、株主総会における説明義務の違反は、決議の方法が法令に違反するものとして、

1) 説明義務の「範囲」は説明の間口の広さを、説明義務の「程度」は説明の奥行きを意味するものとして用いられる場合もあるが、奥行きも「範囲」に含めて論ずることもある。本稿で、説明の「範囲」という場合は、奥行きも含んだ意味である。

2) 上場会社の最近の株主総会では、IRやPRという観点から、説明義務の範囲を超えて会社が積極的に説明を行うことが多く、このような総会運営は望ましいことではあるが、会社の自主性に委ねられるべき事柄であって、法の介入するところではない。本稿は、あくまで、会社法の求める最低限の義務としての説明義務について論ずるものである。

3) 大阪高判平 2. 3. 30 判時 1360 号 154 頁（ヤマトマネキン決議取消請求事件）、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法（5）』135 頁〔森本滋〕（有斐閣、1986）、江頭憲治郎『株式会社・有限会社法（第 4 版）』（有斐閣、2005）315 頁等多数。

4) 大阪高判平 2. 2. 30・前掲注 3) 154 頁、福岡地判平 3. 5. 14 判時 1392 号 139 頁（九州電力決議取消請求事件）、仙台地判平 5. 3. 24 資料版商事法務 109 号 68 頁（東北電力決議取消請求事件）、松江地判平 6. 3. 30 資料版商事法務 134 号 112 頁（日本交通決議取消請求事件第一審）、広島高裁松江支部判平 8. 9. 27 資料版商事法務 155 号 50 頁（同事件第二審）。なお、「合理的な」という修飾語を付さずに、単に「平均的株主」という用語を使用する判例もあるが、同義と思われる。

決議取消原因となると解するのが通説・判例である。万が一決議取消となった場合の影響は甚大であるので、実務上は、法的安定性を確保するためにも、何が議案の賛否について合理的判断を行うために必要な情報なのか、より具体的な基準が探求されることになる。

この点、学説上は、早くから、参考書類に記載すべき事項（以下、「参考書類記載事項」という）が一応の基準となることが指摘されていた⁵⁾。

判例では、参考書類作成義務のない旧商法下の小会社の事例であるが、日本交通決議取消請求事件の第一審判決及び第二審判決⁶⁾が、「説明義務の範囲は、商法が一般的に開示を要求している事項を一応の基準と考えることができ、商法及び計算書類規則に基づき作成される貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書の記載事項や参考書類規則により大会社の招集通知に添付すべき参考書類の記載事項が一般的な開示事項に当たるものと解することができる。したがって、原則としては、右各書面に記載されるべき事項が説明義務の範囲を画するものと考えられ(る)」と述べ、決議事項については、参考書類記載事項が説明義務の範囲を画する一応の基準であることを明言した。これ以外にも、決議事項の説明義務の範囲に関して、参考書類記載事項に言及する判例が複数ある⁷⁾。

株主総会の実務に携わる弁護士の間でも、これらの学説・判例を受けて、参考書類記載事項が説明義務の一応の基準となるとの見解が共通

認識であったようである（ちなみに、筆者もそのような理解であった）⁸⁾。

参考書類記載事項は、株主総会に出席できない株主が議決権を行使する際の参考となるべき事項として法務省令で定められたものであり、参考書類をみれば、株主総会に出席しなくとも、議案の賛否について合理的判断を行い書面投票を行うことができることが参考書類制度の前提であることが、これら見解の根拠である。

もっとも、これら見解によっても、参考書類記載事項は、あくまで「一応の」基準にすぎず、質問の内容によっては、それに若干付加補足して説明すべきことになる（付加補足して説明すべき事項の範囲については、論者によってニュアンスの差があるが、本稿ではその紹介は割愛する）⁹⁾。

3 会社法下での説明義務の趣旨・内容

会社法においては、314条が取締役等の説明義務を規定し、説明拒絶事由については、同条及び会社法施行規則71条が規定している。説明拒絶事由の規定の表現は旧商法とは若干異なるものの、実質的な内容は旧商法下において明文または解釈により認められていた内容と概ね同様である。もともと、会社法制の現代化に関する要綱においても、株主総会での説明義務は改正項目として挙げられていないから、株主の総会参与権の実質化という説明義務の趣旨に変更はないと解される。

5) 河本一郎「〈講演録〉株主総会に関する諸問題」記録421号28頁（大阪株式事務懇談会，1984）、今井宏「〈講演録〉株主総会における説明義務について—これまでの質問事例にふれて—」月刊監査役185号6頁（1984）。

6) 松江地判平6.3.30・前掲注4)112頁、広島高裁松江支部判平8.9.27・前掲注4)50頁。

7) 大阪高判平2.2.30・前掲注3)155頁、札幌地判平5.2.22資料版商事法務109号62頁（北海道電力決議取消請求事件）、東京地判平16.5.13金判1198号30～32頁（東京スタイル決議取消請求事件）。

8) 東京弁護士会会社法部編『株主総会ガイドライン（改訂第4版）』（商事法務研究会，1998）194頁、小林公明『実戦株主総会（新訂第一版）』（とりのり書房，1998）164頁、中村直人『役員のためのやさしい“株主総会”運営法』（商事法務，2002）92頁、中島茂『株主総会の進め方』（日本経済新聞社，2003）149頁、柳田幸男＝野村晋右監修『IR型株主総会 理念と実務』（商事法務，2004）96頁、鳥飼重和『株主総会の議長・答弁役員に必要なノウハウ』（商事法務，2005）266頁、河村貢ほか『株主総会想定問答集（平成17年版）』（商事法務，2005）79頁。

9) 旧商法施行規則では、参考書類に記載すべき事項（商規13条～15条）のほかに、取締役会が株主の議決行使の参考となると認める事項を任意に記載することができることとされていたが（同12条3項）、任意的記載事項が参考書類に記載されていれば、当該事項についても説明義務が及ぶと解することになる。

もつとも、会社法においては、情報開示の充実が一つの理念となっている。すなわち、立法担当官は、会社法の現代化においては、会社の経営の機動性・柔軟性の向上を図るための制度の見直しを行っているが、単に自由度を向上させるということだけでは規制体系は合理的といえないので、会社をめぐる関係者の利害調整が適切に行われるよう、規律の強化を図る改正も必要であり、その一つとして、情報開示の充実の面からの改正を行った旨解説している¹⁰⁾。

法務省令についても、「会社法では、定款自治を拡大し、かつ、会社の行動に歪みを生じさせるおそれがある、当事者にとって合理性の乏しい事前規制その他の会社の行為規制を緩和するという措置を講じ、制度の利用・運用を会社その他の利害関係者の自主的な判断に委ねるといった基本的な考え方の下で、その規制体系が構築されている。そこで、会社法関係法務省令においては、情報開示によって当事者が判断をするに当たり必要な情報を入手できることが、そのような規制体系を支える基礎的な前提の一つであるという考え方に立ち、当事者にとって合理的な情報開示が行われるよう、各種の見直しを行っている。」と解説されている¹¹⁾。

会社法におけるこのような理念が、説明義務の趣旨を変容させるのではないかと、との疑問が湧かないではないが、情報開示の充実は、株主資本等変動計算書等の計算書類の種類拡大(435条2項)、連結計算書類の作成主体の拡大(444条1項)などの個別の規定をおくことで図られており、法務省令においても、事業報告、計算書類や参考書類等について、個別の規定を設けることにより、開示される情報の量と質を充実させている。

説明義務に関する前述の立法経緯や条文の規定ぶりにも照らすと、情報開示の充実という会

社法の理念は、そのために新設された個別の規定の範囲を超えて、旧商法下の説明義務の趣旨を変容させるものではないと考えられる。

とすれば、会社法下においても、旧商法下と同様、決議事項については、合理的な平均的株主が議案の賛否に合理的な判断をするのに客観的に必要な範囲で説明義務を負うものと解することができよう¹²⁾。しかし、さらに進んで、会社法下においても、「参考書類記載事項が一応の基準」と言ってよいかは、別途検討を要する。

もともと、旧商法下においても、株主総会に出席する者のなかには、参考書類に記載された事項につき、疑問を感じて総会の場でさらに説明を求めている者も含まれるはずであり、これを無視することは許されないことを理由に、参考書類記載事項を基準に説明すればよいとは必ずしもいえないとの見解もあった¹³⁾。確かに、参考書類への記載義務と株主総会での説明義務との関係は、論理的にはこの見解のとおりである。それでもなお、「参考書類記載事項が一応の基準」との見解が支持されてきたのは、前記2で述べた参考書類制度の趣旨もあるが、実務的な感覚として、旧商法下での参考書類記載事項は、旧商法下においては、合理的な平均的株主が議決権を行使するための情報として一応十分であるという共通の認識があったからではなかろうか。

これに対して、会社法の下では、以下に述べるように、思いつくままに挙げてみても、「参考書類記載事項が一応の基準」と考えてよいか慎重な検討を要すると思われる点が多い。

10) 相澤哲＝郡谷大輔「会社法制の現代化に伴う実質改正の概要と基本的な考え方」商事法務 1737号 19頁(2005)

11) 相澤哲＝郡谷大輔「会社法施行規則の総論等」商事法務 1759号 7頁(2006)。

12) 会社法をもとに執筆された東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅰ』(判例タイムズ社, 2006) 428頁～431頁も、旧商法下と同様の理解を前提に記述している。

13) 前田庸『会社法入門(第10版)』(有斐閣, 2005) 333頁。

4 「提案理由」の参考書類への記載義務と説明義務

まず、旧商法と会社法との大きな違いとして、参考書類における議案の提案理由の取扱いを挙げることができる。

すなわち、旧商法下では、商法施行規則13条1項で個別に列記された議案以外の議案一般について、「提案の理由（その決議に際して株主総会において一定の事項の開示を要する議案の場合には、その開示すべき事項を含む。）」を参考書類に記載することが義務づけられていた（商規13条1項13号）。

これに対して、会社法施行規則では、個別に列記されていない議案一般について、「提案の理由」の記載を義務づけることを廃止した。その理由については、「提案の理由自体の情報価値がそれほど高いとは考えられないことから」と解説されている¹⁴⁾。この結果、会社法下では、たとえば、定款変更議案、資本金の額や準備金の額の減少議案、自己株式取得の議案、株式・新株予約権の有利発行議案等については議案の内容以外に、参考書類記載事項がなくなってしまった。

しかし、旧商法下では、決議事項についての取締役の説明義務は、議案の提案者であることに由来し¹⁵⁾、提案者が提案理由を説明する義務があるのは、会議体の一般原則から当然であるから、それを怠れば決議取消事由となると解されていた¹⁶⁾。会社法の下でも、この点は変わらないはずであり、提案理由について、参考書類への記載義務はなくなったとしても、株主総会での説明義務は否定できないと思われる。

剰余金の配当議案も同様である。旧商法下で

は利益処分案及び損失処理案については、「議案作成の方針」が参考書類記載事項であったが（商規13条1項4号）、会社法下では、剰余金の配当議案に関して、議案作成の方針は参考書類記載事項とされていない。

旧商法下では、利益処分案等の議案作成の方針は、提案理由に相当することからしても、説明義務が及ぶことに異論はなかったはずである。ちなみに、前掲の日本交通事件の第一審判決は、「株主は会社の実質的所有者であり、利益配当を受けることは株主が会社に投資する重要な目的の一つであるから、配当に関する事項について株主が重大な利害関係と関心を持つことは当然のことであり、配当性向に関する事項は利益処分案の承認決議に賛否の判断をするに必要な情報と考えられる。したがって、会社は配当政策に関して株主の質問に対し説明する義務があると解するべきである。」と判示する¹⁷⁾。

とすれば、会社法下でも、剰余金の配当議案の議案作成の方針（提案の理由）については、参考書類への記載は免除されたとしても、株主総会での説明義務は否定できないであろう。

このように考えてくると、会社法は、提案理由について、「必ずしもすべての議案について、株主の議決権行使に必要な情報とは限らない」と理解したうえで、参考書類への記載を免除しつつも、議決権行使に必要であれば、会社が参考書類に任意に記載したり（会規73条2項）¹⁸⁾、または株主総会において説明をすることにより、株主に必要な情報が提供され、議決権行使がなされることを期待しているといえよう。ここには、必ずしも、参考書類記載事項が説明義務の範囲の基準となる必要はないという発想があるように思われる¹⁹⁾。

14) 相澤＝郡谷・前掲注11)16頁。なお、郡谷大輔「〈講演録〉会社法施行規則等に関する解説」月刊監査役512号23頁(2006)では、「議案を出す理由は出す必要があるからであって、それ以上の理由もそれ以下の理由もなかったりする場合が非常に多いということで削っております。」と解説されている。

15) 森本滋「会社役員の説明義務の機能と限界」法学論叢116巻1～6号549頁(1985)。

16) 竹内昭夫『改正会社法解説(新版)』(有斐閣,1983)107頁。

17) 松江地判平成6.3.30・前掲注4)117頁。

18) 実務的な対応としては、従来どおり、参考書類に提案の理由等を任意に記載するものと思われる。

19) ちなみに、会計監査人選任議案での参考書類記載事項のうち、新設された「当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該株式会社が株主総会参考書類に記載すること

5 社外役員に関する情報開示の強化と役員選任議案

旧商法下において、取締役選任議案に関し取締役候補者の適格性に関する質問がなされた場合は、「同規則（筆者注：旧商法施行規則）所定事項にふえんして、それらの者の業績、再任取締役候補者の従来の職務執行の状況など、平均的な株主が議決権行使の前提としての合理的な理解及び判断を行うために必要な事項を付加的に明らかにしなければならない」とする判例があり²⁰⁾、特に、取締役再任議案の場合には、これまでの職務執行状況について概括的に説明する義務を認める見解が有力であった²¹⁾。

旧商法下での取締役選任議案についての参考書類記載事項は、候補者の氏名、生年月日、略歴、所有株式数、他の会社の代表状況、特別の利害関係、就任承諾がない旨という形式的事項に限定されていたから（商規 13 条 1 項 1 号）、これらの見解のように、実績や職務執行の状況等についてまで説明義務があるというのであれば、すでに「参考書類記載事項が一応の基準」という考えが当てはまらない感もあった。

会社法では、社外取締役以外の取締役（以下、便宜上「社内取締役」という）の候補者の参考書類記載事項については、旧商法施行規則の規定を概ね踏襲しているものの、社外取締役候補者については、適格性（在任中の不祥事での対応、過去 5 年間の他社での不祥事での対応、経営関与経験と職務遂行能力。会規 74 条 4 項 3 号～5 号）や独立性（特定関係事業者等との関係、社外取締役等の在任年数、責任限定契約の内容。同 6 号～8 号）に関する多くの事項について、新たに参考書類への記載を義務づけ

ている。

これは、会社法においては社外取締役について特別な評価が与えられているにもかかわらず、業務執行者の監督機能を果たしうる知識・能力・経験等を有することは会社法において社外取締役の要件とされておらず、また、独立性の要件についても厳格な基準が設定されていないことによる。このような状況を踏まえ、社外取締役が、会社法の期待する機能を果たしうるか否かという評価をするに資する情報を株主に提供させ、そのような特別の開示を義務づけることを通じて、社外取締役に本来期待されている機能をより明確に引き出そうというのが、会社法施行規則の趣旨である²²⁾。同様の趣旨から、事業報告においても、社外取締役については社内取締役よりも法定の記載事項が拡充されている（会規 124 条）。

このように、社外取締役候補者について参考書類や事業報告の記載事項を拡充したのは、社外取締役の機能強化という政策的配慮や政治的要請によるという側面があり²³⁾、これらの情報が合理的な平均的株主の判断や理解に必要なからという理由のみではないように思われる。しかし、いずれにせよ、社外取締役の選任にあたって、その適格性・独立性に関する情報が豊富に株主に提供される法制の下では、社内取締役候補者についても、適格性に関する十分な情報を提供してもらったうえで判断したいと株主が考えることは、あながち不合理ともいえなくなってくる。

もっとも、社内取締役の役割は監督者たる社外取締役とは異なり、業務執行者であるから、社外取締役候補者と同じ情報が提供されるべきとは当然にはいえない。むしろ、合理的な平均

が適切であるものと判断した事項」（会規 77 条 6 号）について、立法担当官は、「過去 2 年間に受けた業務停止処分のうち、記載することが適切でないとして記載を省略したものについて株主から質問を受けた場合に、取締役等が説明義務を負うことは当然である。」と解説しており（相澤＝郡谷・前掲注 11）16 頁）、参考書類記載事項と説明義務の範囲が異なる事項であることを前提としている。

20) 東京地判平 16. 5. 13・前掲注 7) 30 頁。

21) 森本・前掲注 15) 561 頁、村中徹「役員の説明義務」家近正直編『現代裁判法大系⑩』（新日本法規、1999）136 頁。

22) 相澤哲＝郡谷大輔「事業報告（上）」商事法務 1762 号 9 頁（2006）。

23) 相澤哲ほか「（座談会）会社法関係法務省令案の論点と今後の対応」商事法務 1754 号 17 頁〔相澤発言〕（2006）。

的株主が、業務執行者としての適格性の判断に必要な情報は何か、会社法の下で改めて検討されるべきであろう。

この点、旧商法下で、実績や職務執行状況について説明義務を認める前述の見解も、個々の業務執行事項について取締役候補者の実績ないし意見を詳細に開示する必要はないとしていたが²⁴⁾、会社法下では、社外取締役について提供される情報とのバランス、報告事項についての説明義務が拡充されたこととの関係（後述）、取締役会の権限が強化された法制下での取締役選任議案の意義（後述）等に鑑み、職務執行の状況や実績等についてどの程度の情報が、取締役選任のために合理的な平均的株主にとって必要と考えるかが問題となる。社外取締役に関する参考書類記載事項が、そのまま社内取締役についての説明義務の基準になるわけではなからう。

なお、同様に、社外監査役候補者に関する参考書類や事業報告の記載事項が拡充されたことを受け（会規76条4項、124条）、そうでない監査役（以下、便宜上「社内監査役」という）の候補者についても説明義務の範囲の再考が課題となる。社内監査役と社外監査役の間には、業務執行者と監督者といった役割の違いはないから、社外監査役候補者の参考書類記載事項も参考とはなるが、最終的には、会社法の下で、社内監査役候補者について、合理的な平均的株主が必要とする情報は何かを探求する作業が必要となる。

6 経営の選択肢の拡大と取締役選任議案

(1) 経営の選択肢の拡大と報告事項についての説明義務

規制緩和を理念とする会社法は、定款の定めにより剰余金の配当等を取締役会で決定することとし、また、簡易組織再編の要件の緩和や略式組織再編の新設により、取締役会の決議のみで可能な組織再編の範囲を拡充した。さらに、取締役に対する賞与やストック・オプションも「報酬等」と整理されたため、結果的には、ひとたび株主総会で報酬等の枠について承認されれば、各事業年度の賞与の支給やストック・オプションの付与は取締役会決議で可能となる²⁵⁾など、結果的に、取締役会の権限が強化された事項もある。このほかにも、種類株式の多様化、臨時計算書類制度の新設、剰余金の配当の時期・回数制限の撤廃、現物配当の規定の整備等、経営の選択肢を大幅に拡大している。

報告事項についての説明義務は、委任事務処理の概括的報告をし、その受託責任ないし経営責任を明らかにするところに根拠があるから²⁶⁾、取締役会の権限強化や選択肢の拡大で、経営の自由度が向上すれば、受任者としての報告義務も重くなると考えられる（ビジネスにおいては、一般に「説明責任が強化される」といわれる）。

ちなみに、会社法下では、業務の適正を確保するための体制（会規118条2号）、当該事業年度に係る取締役・監査役ごとの報酬等の総額（同121条4号）、社外役員に関する事項（同124条）、定款授權で剰余金の配当を取締役会の権限とした場合の権限行使の方針（同126条10

24) 森本・前掲注 15) 561 頁。

25) スtock・オプションとしての募集新株予約権の発行が有利発行に該当するとすると、株主総会決議が必要となるが、新株予約権の無償発行であるからといって直ちに有利発行となるわけではないとの立法担当官の見解が明らかにされている（相澤哲ほか編『論点解説 新・会社法 千問の道標』（商事法務、2006）316 頁）。

26) 森本・前掲注 15) 552 頁。

号)、支配に関する基本方針(同127条)等、事業報告の記載事項を拡充するほか、株主に提供すべき計算書類として個別および連結の株主資本等変動計算書および注記表を新設している。このような意味でも、報告事項についての取締役の説明義務は拡充されたといえる。

(2) 取締役会の権限強化と 決議事項についての説明義務

さらに一歩進んで、もともと株主総会の権限であったものが法改正により取締役会の権限とされた場合、株主が取締役選任議案について賛否を合理的に判断するためには、取締役候補者の当該権限行使に関する方針・意見に関する情報が必要となり、その結果、取締役選任議案についての説明義務も拡充されると考えるべきなのであろうか。この点は、取締役会の権限とされた事項ごとに、個々に検討してみる必要があると思われる。

① 剰余金の配当

まず、剰余金の配当について考えてみると、旧商法下の委員会等設置会社において、取締役の任期を1年としたのは、利益配当を取締役会の権限としたことにより、株主が配当政策の当否について意見を述べる機会を確保するため、毎定時総会に全取締役の選任議案が審議されることにするためである²⁷⁾。このような立法趣旨からすれば、旧商法下の委員会等設置会社の取締役選任議案においては、配当政策について説明義務があったと考えられよう。現に、委員会等設置会社においては、定時総会において、「利益の処分又は損失の処理の理由その他当該定時総会における株主の議決権行使の参考になるべきものとして法務省令で定める事項を報告

しなければならない」としたうえで(商特21条の31)、これに該当する事項として利益の処分に関する中長期的な方針等を掲げていた(商規141条)。このように、利益の処分の方針は、条文上も「株主の議決権行使の参考になる」事項と位置づけられていたのであるが、この場合の議決権行使とは取締役選任議案での議決権行使を意味していた²⁸⁾。

会社法は、監査役会設置会社においても、取締役の任期を1年とすること等を条件に、定款をもって剰余金の配当を取締役会の権限とすることを認めたが、その趣旨は旧商法下の委員会等設置会社と同様である²⁹⁾。そうすると、会社法下においては、監査役会設置会社であっても、取締役会で剰余金の配当を決定する会社では、取締役選任議案において、配当政策に説明義務が及ぶと考えられよう。

もともと、会社法下では、剰余金の配当等を取締役会の権限とした会社においては、当該権限の行使に関する方針が事業報告の記載事項とされているものの(会規126条10号)、条文上は議決権行使の参考事項という位置づけとなっていないこと等を理由に、配当政策はあくまで報告事項にすぎず、報告事項としての説明義務を検討すべきとも考えられる。しかし、そうであるとしても、報告事項に関する情報について決議事項との関連でも説明義務が及ぶことはありうる。旧商法下でも、利益処分案の決議において報告事項である計算書類に関する説明義務が問題となった事件の判例の中には、報告事項に関する説明義務が尽くされず、その質問が利益処分案の合理的な判断のために必要な質問であった場合には、決議が瑕疵を帯びることを示唆するもの³⁰⁾や、報告事項である計算書類の質疑が終了した後であっても質問者が特に

27) 始関正光編著『Q&A 平成14年改正商法』(商事法務,2003)74頁。

28) 弥永真生『コンメンタール商法施行規則(改訂版)』(商事法務,2004)453頁。

29) 相澤哲編著『一問一答 新・会社法』(商事法務,2005)160頁は、取締役の任期を1年とすることを要件とした理由について、「取締役会による剰余金の配当方針が株主の意思に沿ったものではない場合に、適切に取締役を選任し、その意思を反映させるため」とする。

30) 東京地判平4.12.24判時1452号131頁(東京電力決議取消請求事件)。

利益処分案の審議との具体的関連性および必要性を明らかにしたうえで計算書類の内容について質問する場合は、利益処分案との関係でも説明義務を認めるもの³¹⁾もあった³²⁾。このような判例の考え方からすれば、配当政策は報告事項であると整理するとしても、なお、取締役選任議案との関連でも説明義務が及ぶと考える余地はあろう。

② 組織再編と取締役報酬

これに対して、組織再編の法制や監査役会設置会社の取締役の報酬等は、会社法上も取締役の任期と何ら連動しておらず、組織再編や報酬等の当否について、ことさら取締役選任議案で株主の信を問うことを法が予定しているとはいえない。株主には違法・不当な簡易組織再編や略式組織再編を阻止する権利（反対通知や差止請求）が別途与えられているし、また、監査役会設置会社では、取締役の報酬等の枠内での配分は取締役会の権限であるとしても、そもそも報酬等の枠の設定・改定は株主総会の権限として留保されたままである。したがって、取締役選任議案との関連でこれらの事項について、権限分配という観点から特別に、説明義務を認める必要もなさそうである。

③ 買収防衛策

買収防衛策についてはどうであろうか。会社法において、買収防衛策についての取締役会の権限がことさら強化されたわけではない（したがって、この問題は旧商法時代から存在する）。しかし、株主総会と取締役会の権限分配が、取締役選任議案の説明義務に影響を与えるか否かという観点から、ここであわせて検討しておく価値はある。

買収防衛策は、株主共同の利益に大きく関わる事項であるため、経済産業省・法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛

策に関する指針」では、その導入に際して株主の合理的な意思に依拠すべきであるとされている（株主意思の原則）。平成18年の6月総会でも、機関投資家を中心として、買収防衛策は株主総会の承認を得て導入すべきとの意見が少なくなかったため、多くの企業が工夫を凝らして株主意思の確認を試みた。その中には、取締役選任議案において各取締役が買収防衛策に賛成しているか否かを参考書類に付記したうえで取締役の選任を付議する事例や、買収防衛策の導入を機に取締役の任期を1年に変更した上、取締役の選解任を通じて株主が買収防衛策の廃止を行うことができる旨をプレスリリースに明記する事例も見受けられた。このように、会社自ら取締役の選解任に買収防衛策を関連づけている場合においては、取締役選任議案において、株主から質問がなされた場合は、当該買収防衛策についての候補者の意見を説明する必要がある。

また、株主総会決議を経て買収防衛策を導入する場合も、たとえば、取締役に就任後は買収防衛策の発動の当否を判断する独立委員会の委員となることが予定されている社外取締役候補者については、やはり当該候補者の意見が議案の賛否の判断に必要という場合もあろう。

④ 小括

会社法下での取締役会の権限強化が、取締役選任議案の説明義務にいかなる影響を与えるかを、権限分配に係る個々の制度等の趣旨・内容を踏まえて検討してきた。

この問題は、権限分配に係る個々の制度の趣旨からの検討にとどまらず、経営の選択肢の拡大された法制において受託責任や経営責任が強化されるとともに、取締役選任議案の重要性が高まったことをどのように考えるか、さらには、報告事項についての説明義務も拡充されたが、これと決議事項の説明義務との関係をどのよう

31) 大阪地判平成元・10.4資料版商事法務68号115頁（大トー決議取消請求事件）。

32) 福岡地判平成3.5.14・前掲注4）（九州電力事件）が、報告事項に関する質問が利益処分案等の決議事項に実質的に関連するかについて十分な説明をしていないことを批判的に検討したものとして、東京弁護士会会社法部「九州電力株主総会決議取消訴訟判決について」法律実務研究第8号59頁（東京弁護士会、1993）がある。

に考えるか³³⁾、といった視点も考慮にいれつつ、最終的には、合理的な平均的株主の賛否の判断に必要なか否かという観点から結論を導くことになろう。取締役選任議案の参考書類記載事項は、このような観点から説明義務を考えるうえでの拠所にはならない。

7 吸収型組織再編の契約の法定記載事項の簡素化と説明義務

旧商法下の吸収型組織再編では、①存続会社等が合併等に因り定款の変更をなすときの定款案、②合併等に際して存続会社等に就職すべき取締役・監査役、③当事会社が合併等の日までに行う利益配当等の限度額、④存続会社等の従前の取締役・監査役の任期に関する別段の定めが合併契約書等の法定記載事項とされていた(合併について、旧商法 409 条 1 号、7 号、8 号、414 条/3、株式交換について 353 条 2 項 1 号、7 号、361 条、吸収分割について、374 条/17 第 2 項 1 号、10 号、11 号、374 条/27)。

これに対し、会社法においては、組織再編行為に係る契約に定める事項について極力、組織再編行為自体の法的効果に直接関連するものに限定することとしたため、①～③は法定記載事項から除外され、また、対価の柔軟化を受けて、④も法定記載事項から除外された³⁴⁾。また、これらの情報は、消滅会社等で株主総会に付議される合併契約等の承認議案の参考書類記載事項ともされていない(会規 86 条 3 号、87 条 3 号、88 条 3 号、182 条～184 条)。

このため、これらの事項が任意的にも合併契約等に記載されないまま、消滅会社等の株主総会に合併契約等の承認議案が付議された場合、これらの事項の有無や内容についての質問に対して説明義務が及ぶのかという問題が新たに生

じることになった。

もともと、旧商法下において、①②④が合併契約等の法定記載事項とされたのは、平成 9 年の合併法制の改正からであるが、その趣旨は、合併後の会社の基本的な組織、機構、役員人事については、各当事会社の株主の総意を反映すべきという点にあった。また、③を法定記載事項としたのは、合併比率の基礎となる財産に大幅な変動が生じ、相手方の会社および株主にとって予想外の事態となることを避けるためであった³⁵⁾。

そうであるとすれば、会社法下においても、株式を対価とする従来型の合併等の場合は、消滅会社等の株主は効力発生日後も存続会社等に対して利害を持ち続けることになるので、これらの事項に関する情報が議案の賛否の判断に必要なようにも思える。それとも、会社法下では、合併契約等の法定記載事項について、合併後の会社の基本的な組織、機構、役員人事に消滅会社等の株主の総意を反映させる必要はないと割り切った以上、議案の賛否にあたっては、会社法下の合理的な平均的株主は、これらの情報を必要としないと考えるべきであろうか。

8 報酬開示の強化と役員退職慰労金支給議案

役員退職慰労金の支給議案については、会社の定める退職慰労金規程(多くは、「報酬月額×在任年数×一定の係数」+ 功労加算といった算式方式を支給基準として採用する)に基づいて支給することとし、具体的な金額・時期・方法については、取締役分は取締役会に、監査役分は監査役の協議に一任する旨の承認をうけるのが一般的である。

このような議案について、退職慰労金の金額

33) 旧商法下においても、報告事項に関する質問と役員選任議案との関係の有無は必ずしも明確ではなかったが、会社法下ではより不明確になるように思われる。実務的には、報告事項と決議事項を一括して審議する一括審議方式を採用することで、重複質疑や審議不十分を回避するのが合理的対応となろう。

34) 相澤哲＝細川充「組織再編行為(上)」商事法務 1752 号 13 頁、15 頁(2005)。

35) 法務省民事局参事官室編『一問一答 平成 9 年改正商法』(商事法務研究会, 1998) 39 頁、46 頁～49 頁。

について質問がなされた場合の説明義務の範囲については、ブリヂストン、南都銀行、東京スタイルの各決議取消請求事件の地裁判決があり、これらの判決の見解は概ね共通している。すなわち、具体的な金額を説明するか、または、①確定された基準の存在、②基準の周知性（株主が閲覧可能なこと）、③基準の内容が支給額を一義的に算定しうるものであること等について説明する義務があるというものである³⁶⁾。

具体的な支給金額を説明しなくとも、基準について説明すれば足りるとする根拠は判決により異なるが、東京スタイル事件の判決は、旧商法施行規則13条4項において、支給基準の内容を参考書類に記載するか、本店に備え置いて株主の閲覧に供しなければならないとされていることを根拠としており、「参考書類記載事項が一応の基準」という説明義務に関する通説の立場を念頭においていると思われる³⁷⁾。いずれにせよ、質問がなされれば支給基準の内容まで説明しなければならないが³⁸⁾、支給する具体的な金額（個人別や総額）を説明する義務があるとは解されていなかった。

会社法下においても、役員退職慰労金の支給議案については、支給基準の内容を参考書類に記載するか、株主が知りうる適切な措置を講じなければならないとされており（会規82条2項）、支給基準を周知せしめる措置の範囲を広げたことを除けば、参考書類記載事項は、商法下と変わりはない。つまり、株主は、事前に支給基準を知ることができても、具体的な金額は（個人別も総額も）知ることができないのである。

しかし、旧商法と会社法とでは、取締役・監

査役の報酬等の事後開示の規制は異なる。すなわち、旧商法下では、当該営業年度に支給した取締役・監査役ごとの報酬等の総額を、責任減免の定款の定めがある会社は営業報告書に、定めがない会社は附属明細書に記載することを義務づけていた（商規103条1項10号、107条1項11号）。株主は附属明細書の閲覧や謄抄本の交付請求が可能であるが、間接開示には限界があり、そのような行動をする株主は稀で、実際は非開示に近い。

これに対し、会社法下では、責任減免の定款の定めの有無にかかわらず、公開会社では当該事業年度に係る取締役・監査役ごとの報酬等の総額を、さらに、社外役員を置いた会社では、当該事業年度に係る社外役員の報酬等の総額を、それぞれ事業報告に記載することを義務づけている（会規121条4号、124条6号）。つまり、会社法下では、株主は積極的に閲覧等の行動に出なくとも、招集通知に添付される事業報告により、取締役・監査役ごとの報酬等の総額を事後的に知りうるし、社外役員の報酬等の総額も事後的に知りうることになったのである³⁹⁾。

もちろん、論理的には、事後的に（すなわち支給後に）総額の直接開示が義務づけられたからといって、事前に（すなわち支給決議に際し）総額の説明が当然に義務づけられることにはならない。しかし、事後の総額の直接開示が義務づけられた会社法下の合理的な平均的株主は、「支給基準で一義的に決まるのであればお手盛りのおそれはないから賛成できる。具体的支給総額は、1年後に知ればよい。」と考えるのか⁴⁰⁾、それとも、「支給総額が事前にわからなければ、

36) 東京地判昭63.1.28判時1263号8頁(ブリヂストン決議取消請求事件)、奈良地判平12.3.29判タ1029号302頁(南都銀行決議取消請求事件)、東京地判平16.5.13・前掲注7)32頁(東京スタイル事件)。

37) ブリヂストン事件判決と南都銀行事件判決は、これと異なり、一任決議の有効要件との関係から、支給基準を定めて取締役会等に一任することがお手盛り防止の趣旨に反しないことを説明する義務があると考えているようである。

38) ブリヂストン事件判決に関する森本滋教授の評釈(判例時報1282号227頁(1988))、河本一郎教授の評釈(ジュリスト906号44頁(1988))、加美和照教授の評釈(金融商事判例794号47頁(1988))等。

39) 旧商法下の実務では、営業報告書や附属明細書においては、月額報酬と退職慰労金とは分けて記載していたから、この実務が会社法下でも踏襲されるとなると、退職慰労金支給議案を承認した翌年の定時総会の際には、取締役、監査役、社外役員それぞれごとの退職慰労金の総額が事業報告で開示されることになる。

40) 東京地方裁判所商事研究会・前掲注12)433頁は、ブリヂストン事件判決及び南都銀行事件判決等を引用し、「取

そもそも支給基準に基づいて一任するか否かの判断ができない。」と考えるのか⁴¹⁾、改めて検討してみる価値はある。

9 まとめ～会社法下の「合理的な平均的株主」とは～

前記3のとおり、会社法の下でも、決議事項の説明義務の範囲については、合理的な平均的株主が議案の賛否について合理的判断をなしかるか否かを基準に判断するという旧商法下の通説によるべきであろう。しかし、以上に述べたとおり、会社法の他の制度との関係や会社法施行規則の規定等を勘案した場合、参考書類記載事項が一応の基準という考えは必ずしも通用せず、個々の議案ごとの検討が必要となるように思われる。

そして、個々に検討するに際して、共通の問題として、会社法下における「合理的な平均的株主」とは何かが明らかにされなければならない。「平均的株主」の像が変われば、説明義務の範囲も変わることになるからである。

旧商法の説明義務の規定を新設した昭和56年の商法改正以降、利益供与禁止規定を強化した平成9年の商法改正までの間は、総会屋以外の「物言わぬ」一般株主を「平均的株主」と観念すればよかったのかもしれない。しかし、平成9年の商法改正以降は、株主総会での一般株主の発言が年々増加傾向にあり、「物言う」一般株主は確実に増加している。このような株主の行動の変化は、「平均的株主」の像の修正を迫り、説明義務の解釈に影響を及ぼすのであ

ろうか。

この点、前掲の日本交通事件の高裁判決は、「本来、平均的株主とは、実在する株主の平均を意味する概念ではなく、取締役が実際にした当該説明が、客観的に商法所定の説明義務の履行に当たるか否かを判断する基準としての概念である（もし、右平均的株主なるものがその実在性を意味するものであるとすれば、説明義務の履行の有無の客観的な判断が不可能となる。）」と判示している⁴²⁾。この判決がいうように、「平均的株主」の概念が実在する平均的株主を意味するものでないとなれば、実際の株主の行動の変化によって、論理必然的に「平均的株主」の像が修正を迫られるものではなからう。

しかしながら、一般に、規範的・評価的な概念の解釈は、社会通念や価値判断の変化に伴い修正されうるものである以上、当該株主総会に出席している平均的株主とか当該会社の平均的株主という意味での実在性とは関係ないとしても、その時代時代における株主総会での一般的な株主の行動の変化に応じて、「平均的株主」の像が修正されることが、ありえないことでもないように思われる⁴³⁾。

会社法の想定する「合理的な平均的株主」の像の検討は、説明義務の議論にとどまらず、会社法下での株主総会のあるべき姿を考えるうえでも、避けて通れない問題ではなからうか。

(まつい・ひでき)

取締役は、金額を明示して説明するか、明示しないときに株主から求められた場合には会社の支給基準について説明することが必要であるといえる。」としている。

41) 旧商法下でも、支給総額の上限を説明すべきとする見解（龍田節ほか「〈座談会〉ブリヂストン事件判決の実務的検討（上）」商事法務1138号12頁〔稲葉発言〕（1988））や、支給基準について一応説明したにもかかわらず決議が取消された南都銀行事件判決の評釈において「ブリヂストン判決の枠組みは、もはや役割を了えているのではないだろうか。」と指摘するもの（福島洋尚「役員退職慰労金贈呈決議と取締役の説明義務」金融商事判例1108号66頁（2001））があった。

42) 広島高裁松江支部判・前掲注4)50頁。

43) 上場会社の総会での株主の行動は変わってきているが、非上場会社ではこのような変化はない。株主総会の説明義務を議論する際の「合理的な平均的株主」はどのような会社の株主を念頭において議論されるべきなのか、公開会社とそうでない会社とで分けて考えるべきなのか等、検討すべき派生的な問題は多い。